

産業廃棄物処理施設設置許可証

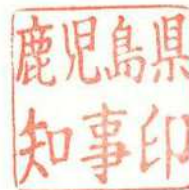
令和4年12月12日

住所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日	令和4年12月12日	許可番号	廃り第1004-12号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くずの破砕施設（移動式、施行令第7条第8号の2） 木くず		
設置場所	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1334番1（駐機場）		
処理能力	456トン/日		
許可の条件	1 施設の使用は、排出現場に限る。 2 特定建設作業の規制基準に準じて作業を行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年7月31日

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号

氏 名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日	令和7年7月31日	許可番号	廃り第1004-5号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	木くずの破砕施設 （移動式、施行令第7条第8号の2） 木くず		
設置場所	熊本県上益城郡益城町大字小谷戸次道1323番5（駐機場）		
処理能力	250トン/日		
許可の条件	1 施設の使用は、排出現場に限る。 2 特定建設作業の規制基準に準じて作業を行うこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		